



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則	福 祉 保 健 課
◎ 告 示	
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(2件)	障 害 福 祉 課
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新(2件)	//
○長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱の一部改正	こ ども 未 来 課
・ 家畜伝染病予防法に基づく検査命令	畜 産 課
・ 家畜伝染病予防法に基づく接種命令	//
・ 森林病虫害等の防除命令(2件)	森 林 整 備 室
・ 道路の区域変更(11件)	道 路 維 持 課
・ 道路の供用開始(5件)	//
◎ 公 告	
・ 落札者等	管 財 課
・ 県営土地改良事業計画の決定	農 村 整 備 課
・ 測量の終了	建 設 企 画 課

## 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

### 長崎県規則第4号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和35年長崎県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表第2(第8条関係) 災害救助法による実費弁償の程度 1 令第4条第1号から第5号までに規定する者 (1) 日当 ア 医師及び歯科医師 1人1日 23,900円以内 イ 薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、臨床工学技師、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士 1人	別表第2(第8条関係) 災害救助法による実費弁償の程度 1 令第4条第1号から第5号までに規定する者 (1) 日当 ア 医師及び歯科医師 1人1日 22,800円以内 イ 薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、臨床工学技師、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士 1人

<p>1日 <u>16,000円</u>以内</p> <p>ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日 <u>15,100円</u>以内</p> <p>エ 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援に従事する者として規則第4条の2に規定する者、土木技術者及び建築技術者 1人1日 <u>14,300円</u>以内</p> <p>オ 救急救命士 1人1日 <u>12,900円</u>以内</p> <p>カ 大工 1人1日 <u>29,500円</u>以内</p> <p>キ 左官 1人1日 <u>29,300円</u>以内</p> <p>ク とび工 1人1日 <u>28,100円</u>以内</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>1日 <u>15,600円</u>以内</p> <p>ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日 <u>14,800円</u>以内</p> <p>エ 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援に従事する者として規則第4条の2に規定する者、土木技術者及び建築技術者 1人1日 <u>14,000円</u>以内</p> <p>オ 救急救命士 1人1日 <u>12,300円</u>以内</p> <p>カ 大工 1人1日 <u>28,300円</u>以内</p> <p>キ 左官 1人1日 <u>28,100円</u>以内</p> <p>ク とび工 1人1日 <u>26,500円</u>以内</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第142号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定した。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人 寺井医院	大村市玖島1丁目53-2	令和8年1月1日

長崎県告示第143号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
永瀬永寿堂薬局 ティアラ店	対馬市厳原町今屋敷661-3	令和8年2月1日

長崎県告示第144号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
有限会社マック アクア薬局 矢上店	長崎市矢上町28-18	令和8年3月1日
株式会社 あおぞら薬局	諫早市高城町9-5	令和8年3月1日
ヤクシン薬局 御館山店	諫早市永昌町43番19号	令和8年3月1日
フジミ薬局	長崎市富士見町3-27	令和8年3月1日
そうごう薬局 諫早小野町店	諫早市小野町332-1	令和8年3月1日
くやま薬局	諫早市久山町2177-1	令和8年3月1日
おおしま薬局(富の原店)	大村市富の原2-215-1	令和8年3月1日
こおり薬局	大村市皆同町162番5	令和8年3月1日
鍵屋薬局	長崎市八幡町5-2	令和8年3月1日

**長崎県告示第145号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)を担当させる指定自立支援医療機関(訪問看護)として次のとおり指定を更新した。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
あいず訪問看護ステーション大村	大村市富の原2丁目140番3	令和8年3月1日

**長崎県告示第146号**

長崎県福祉保健部子ども政策局関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第419号)の一部を次のように改正し、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表(第2条関係) 子ども未来課及び子ども家庭課関係						別表(第2条関係) 子ども未来課及び子ども家庭課関係					
区	補助金	交付の	補助事業の内容、	補助率	補 助	区	補助金	交付の	補助事業の内容、	補助率	補 助
分	の名称	目的	対象経費等	又は額	対象者	分	の名称	目的	対象経費等	又は額	対象者
1~3 略						1~3 略					
4	長崎県 地域子 ども・ 子育て 支援事	子ども・ 子育て支 援法(平 成24年法 律 第65	次に掲げる事業 に要する経費。 ただし、補助対 象経費の基準 は、知事が別に	<u>知事が別 に定める 基準によ る。</u>	略	4	長崎県 地域子 ども・ 子育て 支援事	子ども・ 子育て支 援法(平 成24年法 律 第65	次に掲げる事業 に要する経費。 ただし、補助対 象経費の基準 は、知事が別に		略

業費補助金	号)に基づき、子ども・子育て支援の着実な推進を図る。	定める。 (1)~(16) 略 (17) 乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)		業費補助金	号)に基づき、子ども・子育て支援の着実な推進を図る。	定める。 (1)~(16) 略	(1) 6分の1以内 (2)~(15) 3分の1以内 (16) 4分の1以内
5 略				5 略			

長崎県告示第147号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり家畜の所有者に対し家畜防疫員による検査を受けることを命ずる。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

監視伝染病の種類	実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病	発生の予防	県内全域	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 県内へ移入した牛で1又は2に該当するもの及び繁殖の用に供する肉用牛 4 1又は2と同一施設内で飼育している牛 5 家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和8年4月1日～令和9年3月31日	予備的抗体検出法による検査 リアルタイムPCR法による検査 ヨーニン検査 補体結合反応検査
伝達性海綿状脳症	発生の予防	県内全域	1 牛 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛(同条第2項ただし書に該当する場合を除く) 2 めん羊及び山羊 月齢又は推定月齢が満18月以上で死亡しためん羊及び山羊の死体	令和8年4月1日～令和9年3月31日	エライザ法による検査 ウエスタンブロット法による検査 免疫組織化学的検査
腐蛆病	発生の予防	県内全域	実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、家畜保健衛生所長が必要と認めた蜜蜂	令和8年4月1日～令和9年3月31日	肉眼的検査 細菌検査
ブルセラ症	発生の予察	県内全域	家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和8年4月1日～令和9年3月31日	急速凝集反応検査 エライザ法による検査
結核	発生の予察	県内全域	家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和8年4月1日～令和9年3月31日	ツバルクリン検査

アカバネ病	発生の予察	県内全域	実施する区域で飼養されている越冬していない牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和8年6月1日～ 11月30日	中和試験 PCR法による検査
アイノウイルス感染症	発生の予察	県内全域	実施する区域で飼養されている越冬していない牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和8年6月1日～ 11月30日	中和試験 PCR法による検査
チュウザン病	発生の予察	県内全域	実施する区域で飼養されている越冬していない牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和8年6月1日～ 11月30日	中和試験 PCR法による検査

**長崎県告示第148号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、次のとおり家畜の所有者に対し、家畜について注射を受けることを命ずる。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

監視伝染病の種類	実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	注射の方法
豚熱	発生の予防	県内全域	1 飼育している豚及びいのしし 2 家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	皮下又は筋肉内注射

**長崎県告示第149号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定による森林病虫害等の防除命令の内容となる事項は、次のとおりである。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

1 区域及び期間

(1) 区域

小値賀町の区域内に存する森林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は省略し、その関係書類を長崎県農林部森林整備室並びに小値賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）。

(2) 期間

令和8年5月10日から令和8年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が蔓延し、1の(1)に掲げる区域の松林に大きな損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置が完了した日から30日以内に、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長にその旨を届け出なければならない。ただし、(2)により申請書を提出する

場合は、この限りでない。

- (2) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする場合は、別に定める申請書を当該措置が完了した日から30日以内に、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (3) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (4) 知事は、(3)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行った場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (5) 1の(1)に掲げる区域内において樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

### 長崎県告示第150号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定による森林病虫害等の防除命令の内容となる事項は、次のとおりである。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

#### 1 区域及び期間

##### (1) 区域

長崎市、大村市、西海市、川棚町、雲仙市、南島原市、佐世保市、小値賀町、五島市、新上五島町、壱岐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は省略し、その関係書類を長崎県農林部森林整備室並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）。

##### (2) 期間

令和8年5月10日から令和8年7月31日まで

#### 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

#### 3 行うべき措置の内容

森林病虫害の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

#### 4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が蔓延し、1の(1)に掲げる区域の松林に大きな損害を与えるおそれがあるため。

#### 5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置が完了した日から30日以内に、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長にその旨を届け出なければならない。ただし、(2)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (2) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする場合は、別に定める申請書を当該措置が完了した日から30日以内に、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (3) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (4) 知事は、(3)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行った場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (5) 1の(1)に掲げる区域内において樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

**長崎県告示第151号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 一般県道

路 線 名 佐世保世知原線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市知見寺町303番1地先から 佐世保市知見寺町315番3地先まで	前	7.0~16.0	161.6	
	後	7.0~22.0	156.8	

**長崎県告示第152号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 一般県道

路 線 名 佐世保世知原線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市知見寺町479番2地先から 佐世保市知見寺町433番8地先まで	前	7.4~14.3	172.9	
	後	8.5~23.3	182.1	

**長崎県告示第153号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 主要地方道

路 線 名 上対馬豊玉線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市豊玉町曾字大地子1064番2地先から	前A	9.5~54.5	1286.3	
	前B	6.9~63.9	1198.4	

対馬市豊玉町曾字石田900番地先まで	後A	7.7~51.3	1306.5	
	後B	9.1~137.0	1171.2	

**長崎県告示第154号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 主要地方道  
 路線名 上対馬豊玉線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市豊玉町曾字石田900番地先から 対馬市豊玉町曾字石田899番1地先まで	前	9.7~13.7	51.3	
	後	9.7~17.0	51.3	

**長崎県告示第155号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 主要地方道  
 路線名 上県小鹿港線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上対馬町小鹿字クロヒラ387番31地先から 対馬市上対馬町小鹿字クロヒラ387番26地先まで	前	6.0~23.6	177.6	
	後	6.0~40.6	177.6	

**長崎県告示第156号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 一般国道  
 路線名 382号  
 道路の区域

区 間	区域変更	敷地の幅員	延 長	備 考
-----	------	-------	-----	-----

	前後の別	(メートル)	(メートル)	
対馬市上県町佐護字高平日向東里255番地先から 対馬市上県町佐護字高平日向東里241番1地先まで	前	10.6~16.9	197.6	
	後	11.8~34.0	197.6	

**長崎県告示第157号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 一般国道

路 線 名 384号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市富江町黒瀬字川辺243番1地先から 五島市富江町黒瀬字川辺243番1地先まで	前	10.0~10.2	1.0	
	後	10.8~10.9	1.0	

**長崎県告示第158号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 一般県道

路 線 名 舟志宮原線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上県町瀬田字クロハル478番イ第1地先から 対馬市上県町瀬田字ワミノ原412番口地先まで	前	7.6~18.6	99.1	
	後	12.8~27.2	99.1	

**長崎県告示第159号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 一般県道

路 線 名 嬉野川棚線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東彼杵郡川棚町岩屋郷字岩屋ノ前140番1地先から 東彼杵郡川棚町岩屋郷字浦ノ谷98番地先まで	前B	24.9~47.7	25.6	
	後B	24.9~77.8	25.6	

**長崎県告示第160号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 一般県道  
路 線 名 嬉野川棚線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東彼杵郡川棚町岩屋郷字浦ノ谷106番2地先から 官公有無番地先（東彼杵郡川棚町石木郷字鶴堂994番）まで	前B	9.8~87.5	1107.2	
	後B	9.8~72.2	1107.2	

**長崎県告示第161号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 一般国道  
路 線 名 251号  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南島原市布津町丙字東高塩2837番地先から 南島原市布津町丙字東高塩2827番1地先まで	前	14.4~31.9	29.0	
	後	14.4~32.5	29.0	

**長崎県告示第162号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

一般県道 渡良浦初瀬線	壱岐市郷ノ浦町坪触字片平1843番地先から 壱岐市郷ノ浦町坪触字高浦2199番1地先まで	令和8年3月25日
----------------	---	-----------

**長崎県告示第163号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	南島原市南有馬町乙字下陣場1833番7地先から 南有馬市南有馬町乙字下陣場1835番2地先まで	令和8年3月31日

**長崎県告示第164号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 384号	五島市富江町黒瀬字川辺243番1地先から 五島市富江町黒瀬字小田1番8地先まで	令和8年3月13日

**長崎県告示第165号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 嬉野川棚線	東彼杵郡川棚町岩屋郷字岩屋ノ前140番1地先から 官公有無番地先（東彼杵郡川棚町石木郷字鶴堂994番）まで	令和8年3月18日 10時

**長崎県告示第166号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	南島原市布津町丙字東高塩2837番地先から	令和8年3月13日

251号

南島原市布津町丙字東高塩2827番1地先まで

**公 告****落札者等（公告）**

落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

- 1 物品等又は特定役務の購入件名及び数量
  - ① 長崎県長崎地区1で使用する電力  
予定契約電力 1,108kW、予定使用電力量 1,650,800kWh
  - ② 長崎県長崎地区2で使用する電力  
予定契約電力 736kW、予定使用電力量 1,894,700kWh
  - ③ 長崎県県北地区で使用する電力  
予定契約電力 914kW、予定使用電力量 1,630,500kWh
  - ④ 長崎県県央・島原地区1で使用する電力  
予定契約電力 701kW 予定使用電力量 925,400kWh
  - ⑤ 長崎県県央・島原地区2で使用する電力  
予定契約電力 676kW 予定使用電力量 1,903,700kWh
  - ⑥ 長崎県庁舎で使用する電力  
予定契約電力 2,100kW 予定使用電力量 8,281,000kWh
  - ⑦ 長崎県五島地区で使用する電力  
予定契約電力 318kW 予定使用電力量 467,100kWh
  - ⑧ 県央振興局総合庁舎他1施設で使用する電力  
予定契約電力 306kW 予定使用電力量 897,100kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県総務部管財課（施設班）  
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-894-3000
- 3 契約期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 需要場所  
長崎県が所管する施設
- 5 契約方法  
一般競争入札
- 6 落札決定日  
令和8年2月6日
- 7 落札者
  - ① 長崎県長崎地区1で使用する電力  
香川県高松市林町1964番地1  
日本エネルギー総合システム株式会社 代表取締役 黒淵 誠二
  - ② 長崎県長崎地区2で使用する電力  
香川県高松市林町1964番地1  
日本エネルギー総合システム株式会社 代表取締役 黒淵 誠二
  - ③ 長崎県県北地区で使用する電力  
香川県高松市林町1964番地1  
日本エネルギー総合システム株式会社 代表取締役 黒淵 誠二
  - ④ 長崎県県央・島原地区1で使用する電力  
香川県高松市林町1964番地1

- 日本エネルギー総合システム株式会社 代表取締役 黒淵 誠二
- ⑤ 長崎県県央・島原地区2で使用する電力  
香川県高松市林町1964番地1  
日本エネルギー総合システム株式会社 代表取締役 黒淵 誠二
- ⑥ 長崎県庁舎で使用する電力  
大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号  
関西電力株式会社 代表執行役 森 望
- ⑦ 長崎県五島地区で使用する電力  
香川県高松市林町1964番地1  
日本エネルギー総合システム株式会社 代表取締役 黒淵 誠二
- ⑧ 県央振興局総合庁舎他1施設で使用する電力  
東京都千代田区霞が関三丁目2番5号  
王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社 代表取締役 生 勝彦
- 8 落札価格
- ① 長崎県長崎地区1で使用する電力  
34,239,690円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- ② 長崎県長崎地区2で使用する電力  
36,824,604円（地方税及び地方消費税は含まない。）
- ③ 長崎県県北地区で使用する電力  
32,381,700円（地方税及び地方消費税は含まない。）
- ④ 長崎県県央・島原地区1で使用する電力  
19,731,164円（地方税及び地方消費税は含まない。）
- ⑤ 長崎県県央・島原地区2で使用する電力  
36,250,600円（地方税及び地方消費税は含まない。）
- ⑥ 長崎県庁舎で使用する電力  
128,275,443円（地方税及び地方消費税は含まない。）
- ⑦ 長崎県五島地区で使用する電力  
9,710,060円（地方税及び地方消費税は含まない。）
- ⑧ 県央振興局総合庁舎他1施設で使用する電力  
17,009,700円（地方税及び地方消費税は含まない。）
- 9 入札公告日  
令和7年12月19日
- 10 落札方式  
最低価格

### 県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営農業競争力強化農地整備事業農地整備事業（中山間地域型）獅子地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業（中山間地域型））  
土地改良事業計画書 獅子地区

2 縦覧期間

令和8年3月13日から令和8年4月2日まで

3 縦覧場所

平日：平戸市役所農林水産部農林整備課  
土日祝日：平戸市役所警備員室

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎河川国道事務所長から公共測量（航空レーザ）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年3月13日

長崎県知事 平田 研

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
雲仙市、島原市、南島原市の一部	令和8年2月28日

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八二四)  
(八九五)  
二二二  
二二四

印刷所  
長崎県  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺クイック  
田クプリン  
宏ト  
弥ト